

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

株式会社サンエイエコホーム

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	611,545	I 流動負債	1,036,179
現金	293	工事未払金	93,409
預金	143,417	短期借入金	648,700
売掛金	46,860	1年以内返済予定長期借入金	173,396
完成工事未収入金及び契約資産	145,807	未払金	40,856
商品	1,451	未払法人税	180
仕掛販売用不動産	214,121	未払消費税	5,095
貯蔵品	8,087	契約負債	46,075
前払費用	5,008	預り金	4,805
立替金	1,523	未払費用	2,141
未収入金	44,973	賞与引当金	9,084
II 固定資産	1,742,697	工事損失引当金	12,434
1.有形固定資産	1,654,962	II 固定負債	1,145,801
建物	5,675	長期借入金	1,057,731
建物附属設備	4,032	長期未払金	23,169
構築物	33,231	資産除去債務	10,336
機械及び装置	928,703	長期前受収益	1,300
工具器具及び備品	739	長期繰延税金負債	53,264
土地	501,350	負債合計	2,181,981
リース資産	966	(純資産の部)	
建設仮勘定	180,262	I 株主資本	172,262
2.無形固定資産	286	1.資本金	20,000
ソフトウェア	286	2.資本剰余金	
3.投資その他の資産	87,449	3.利益剰余金	152,262
出資金	70	その他利益剰余金	152,262
敷金	8,248	繰越利益剰余金	152,262
長期前払費用	32,326		
長期差入保証金	5,619		
保険積立金	10,234		
長期繰延税金資産	30,950		
		純資産合計	172,262
資産合計	2,354,243	負債・純資産合計	2,354,243

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金、仕掛販売用不動産	: 個別法による原価法
貯蔵品	: 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） : 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物、太陽光発電設備及び風力発電設備については定額法

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） : 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 : リース期間定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

太陽光・風力発電事業において販売取引を行っております。これらの販売については、主とし

て顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴うリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

工事契約

太陽光・風力発電事業にて工事取引を行っております。これらの工事契約については、主として、履行義務の進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っておりますが、進捗度を合理的に測定できないため原価回収基準を適用しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点として、従来は工事取引については工事完成基準を適用してはりましたが、当連結会計年度の期首より、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用してはりますが、進捗率を合理的に測定できないため原価回収基準を適用してはります。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法を適用してはります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用してはります。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減してはります。

この結果、当事業年度の売上高は 1 億 1 百万円減少し、売上原価は 1 億 1 百万円減少してはりますが、利益及び利益剰余金に影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示することとしました。また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及び「前受金」は、「契約負債」として表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしてはります。なお、計算書類に与える影響はありません。

当期純損益

1. 当期純損失は 108,314 千円でありはります。
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してはります。